

第1回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年7月5日（水）午前10時30分～午前11時25分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森 宏之委員	飛鳥委員	森 理恵委員	中村委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	金淵委員
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小野委員	小山内委員
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官	
	長尾事務官					

4 開会

室長補佐 お疲れ様でございます。定刻になりましたので、ただ今より令和5年度第1回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は第56期委員による1回目の開催であるため、会長、会長代理が選出されるまでの間、事務局で司会・進行を務めさせていただきます。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることを報告いたします。また、本日の審議会は、青森地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定により公開としたため、傍聴人の募集公示を行ったところ、8名の方から傍聴申し込みがなされております。

本日傍聴されていることを報告いたします。

よろしく願いいたします。

賃金室長 昨年に引き続き、賃金室長をしております事務局の八木澤でございます。今年度もよろしく願いいたします。

56期委員による最初の審議会でございますので、はじめに、委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。

なお、審議会委員の辞令につきましては、誠に失礼ながら、机上に置かせていただいておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

まず、委員ですけれども、まず資料をめくっていただきまして、資料No. 1ページ第56期委員の名簿を付けさせていただいているところでございます。

まず、はじめに公益代表委員でございますけれども、着席順にご紹介いたしますけれども、

森 理恵委員でございます。

飛鳥委員でございます。

石岡委員でございます。

森 宏之委員でございます。

中村委員でございます。

続きまして労働者代表委員でございますけれども、公益委員側の向こうから
秋田谷委員でございます。
赤間委員でございます。
野坂委員でございます。
保土澤委員でございます。
金淵委員でございます。

続きまして、使用者代表委員でございます。
小山田委員でございます。
田中委員でございます。
藤井委員でございます。
小野委員でございます。
小山内委員でございます。

賃金室長 続きまして今年度、新たに就任されました労働者代表委員の金淵委員と使用者代表委員の小山田委員、小山内委員からお一言ずつご挨拶をお願いいたします。
金淵委員よろしくをお願いいたします。

金淵委員 ご紹介に預かりました金淵と申します。組別は電気連合で、出身単組はTVS REGZA労働組合です。どうぞよろしくをお願いいたします。

賃金室長 小山田委員よろしくをお願いいたします。

小山田委員 小山田でございます。経営者協会の専務理事の後任に今週から執務等させていただいております。しっかり勉強して委員会が本当に良い方向に行くように全力を尽くして努力してまいります。よろしく申し上げます。

賃金室長 小山内委員よろしく申し上げます。

小山内委員 小山内 眞でございます。株式会社小山内バッテリー社の代表取締役を担っております。大変社会性が高くまた、重要な政策についての賃金に携わらせていただくということですので、大変身が引き締まる思いをいたしております。微力ではございますけれども、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

賃金室長 次に事務局を紹介いたします。
井嶋局長でございます。
上野労働基準部長でございます。
佐藤賃金室長補佐でございます。

中野指導官でございます。

長尾事務官でございます。

事務局一同、審議会の円滑な運営を心掛けて参りますので、よろしくお願いたします。

賃金室長 それでは、井嶋青森労働局長よりご挨拶を申し上げます。

労働局長 青森地方最低賃金審議会の開催に当たり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、第 56 期青森地方最低賃金審議会委員による最初の会合となります。これからどうぞよろしくお願いたします。

さて、青森県の雇用情勢でございますが、直近、令和 5 年 4 月の有効求人倍率は、1.21 倍と、26 か月連続で 1 倍を超える状況にあります。業種によりばらつきはあるものの、労働市場では人手不足感が強まっている状況であり、労働局としましては、求職者の希望を踏まえつつ、経済の運営に資するようミスマッチの解消に努めて参りたいと考えているところでございます。

また、我が国の経済全体を見ますと、ウクライナ情勢等による、石油をはじめ様々な資源や原材料の高騰、さらに家計に直接響く円高による物価の上昇など、インフレ基調が強まっていると感じているところでございます。

こうした状況の中、政府は、最低賃金について、いわゆる「骨太の方針 2023」の中で、「今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」とされたところでございます。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」においても、同趣旨の内容が盛り込まれました。

青森県においては、人口減少による人手不足が続く一方、アフターコロナで旅行業などでは需要の回復の兆しが見えるなど、複雑な社会情勢の中に置かれているところでございますが、委員の皆様方におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の原則及び目安制度の在り方、経済・雇用動向の状況、労働者の最低労働条件の確保等総合的な観点から、非常に難しい御判断をいただくことになろうかと思いますが、青森県の最低賃金について、ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

賃金室長 次に、本審議会の会長及び会長代理の選出に入ります。

最低賃金法第 24 条の規定により、会長及び会長代理は公益委員の内から委員が選挙することとなっておりますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

賃金室長 飛鳥委員、どうぞ。

- 飛鳥委員 会長に石岡委員、会長代理に森 宏之委員をお願いしたいと思いますが。
- 賃金室長 只今、会長に石岡委員、会長代理に森 宏之委員の意見がございましたけれども、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
いかがでございましょうか。
- 各委員 異議なし
- 賃金室長 異議なしの声がございましたので、選出されたものとして確認をさせていただきます。
それでは、会長を石岡委員、会長代理を森 宏之委員をお願いいたします。
それでは、石岡会長から就任のご挨拶を頂戴いたします。
- 石岡会長 石岡でございます。
また会長の大役を仰せつかることになりまして、皆様のご協力を得ながら、何とか審議を進めて参りたいと思っております。
また、今年も色々な情勢の中で厳しい議論がされることが予想されておりまして、そういう中で、こういう役を仰せつかるというのは、非常に身が引き締まる思いでございます。
是非、労使双方の皆様の実心な議論の下に円滑な進行を進めたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 賃金室長 続きまして、森 宏之会長代理よりご挨拶を頂戴いたします。
- 森会長代理 非常に政府等の方針等もあって、賃金の引上げ等についても、注目が集まっているところでございます。
また仕事の重さについて、思いをいたしているところでございます。どうか、労使双方の皆様方のご協力をいただき、良い結果が出るように努力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 賃金室長 それでは以後の議事進行を、石岡会長をお願いいたします。
- 石岡会長 続いて、それではよろしくお願い申し上げます。
ではまず、議題2「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について」です。
事務局からお願いします。
- 賃金室長 はじめに、井嶋局長から石岡会長に対しまして、「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問」を行わせていただきます。

会長と局長中央の方をお願いいたします。
(局長、石岡会長が中央に移動する。)
(局長から石岡会長に諮問文を手交する。)
事務局の方から各委員の方に写しを配布させていただきます。
(事務局が、各委員に対し諮問文の写しを配付する。)
委員席にお配りできましたでしょうか。

賃金室長

それでは事務局から改正諮問について説明をさせていただきます。

今年の諮問文につきましては、6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意いただき、調査審議をお願いすることとしたものでございます。

資料の別冊資料の「令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回資料)」の資料にございますけれども、その中に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」がございます。後ほど配らせていただきますけれども、その中にございますけれども、「最低賃金について、昨年は過去最高の引き上げ額となったが、今年、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただき、また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされております。

これにつきましては、「骨太の方針」においても同様に記載されるということでございます。

一方で、最低賃金の引上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要でございます。

これについては、グランドデザインの方に記載がございますけれども、中小企業の賃上げに向けた環境整備につきまして、適切な価格転嫁対策、下請取引の適正化の推進、業務改善助成金等による中小、小規模事業場の生産性向上の支援策の推進などについて、政府全体として取り組んでいくこととしているところでございます。

中央最低賃金審議会においても、こうした政府方針が確認された中で、6月30日に、令和5年度の目安についての審議がスタートしているところでございます。

別添としまして、大臣から中央最低賃金審議会あての諮問文を付けておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、最低賃金は、地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会から示される目安を参考としつつ、最賃決定の3原則でございます、

労働者の生計費

労働者の賃金

企業の賃金支払能力

これを総合的に考慮した上で、調査審議いただき、その意見を尊重して労働局長が決定するという原則に変わりはありません。

青森県における低賃金労働者の実態を把握するため、現在、事務局において「最低賃金に関する基礎調査」を始め、各種の統計資料の作成作業を行っているところでございます。これらの具体的な資料につきましては、目安を伝達する第2回審議会あるいは、それより後の最低賃金専門部会においてお示しすることとなるものでございます。

続きまして、本日、事務局から配布させていただきました資料についてご説明を申し上げます。

資料は、先ほど説明しました資料の名簿の付いている2ページ目以降となりますけれども、2ページ目に賃金引上げ状況全国のもの、3ページ目に春季賃上げ妥結状況の3青森県のものをお付けしているところです。2ページ目の賃上げの状況でございしますが、コピーした関係で見にくくなっていると思いますけど、連合では3.66%、経団連では3.91%の大きな引上げのものになっているところでございます。青森県のものでございますけれども、3ページ目にはございしますが、連合では4.195%これは青森県でございました。

経営者協会様では2.70%の賃上げ率というところになっているものでございます。

めくっていただいて4ページ目、日銀青森支店から公表された「県内金融経済概況」を付けさせていただいたところでございます。

全体感として「県内の景気は、持ち直している。」との判断が示されているところでございます。めくっていただきまして8ページ目になりますけれども、資料の5になりますけれども、これは、当労働局が発表しました5月の「雇用失業情勢」を添付しているものでございます。局長の挨拶にもございましたけれども5月の有効求人倍率は1.21倍と、令和3年4月より26か月連続で1倍を超えているものでございます。情勢判断としては、「青森県の雇用失業情勢は、緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」としているところでございます。25ページ目以降には、職業安定業務取扱月報の5月分を添付しているところでございます。

また、別枠の資料として、ホッチキス止めしております2分冊となつてしまいましたけれども、別冊資料として先ほど説明に使用しましたが、6月30日に中賃の目安小委員会の資料がございします。この目安小委員会の別冊資料の資料をめくっていただいて、資料No.1、主要統計になっていまして全国統計資料、都道府県資料、業務統計資料順になっているところです。

この内33ページ目を見ていただければ、都道府県統計資料編のところから始まっているところでございますけれども、各種関連の資料等がございまして、県民所得、標準生計費、高卒初任給、賃金、消費者物価指数などが記載されておりまして、Cランクである青森県の状況が位置づけできるところでございます。

また、48ページ目以降になりますと、業務統計資料になりますけれども、48ペ

ージは、昨年度の地域別最低賃金の賃金決定状況、全国のものが付いております。見てお分かりになるとおり、昨年は●（黒丸）使用者反対が 33 件、全会一致が 9 件と、なかなか全会一致になっていないところが、多くありますけれども、青森でも反対●（黒丸）がたったところでもございました。

また、P52 ページになりますけれども、「最高額と最低額及び格差の推移」というところになります。こちら見てお分かりのとおり、昨年は、令和 4 年ですね。青森県は、853 円全国最下位のゾーンに入っているというところでもございました。

資料No. 2 及び資料No. 3 につきましては、先ほど諮問文の説明の際にご説明しましたけれども、「骨太の方針」と「グランドデザイン」になるということでもございます。

資料No. 4 としましては、足下の経済状況等に関する補足資料ですけれども、資料No. 5 として、目安小委員会の「今後の予定（案）」。目安小委員会の予定なんですけれども、別冊の 2 部冊目になってますけれども、ちょっと後ろの方になりますけれども、資料No. 5 今後の予定というものがございしますが、7 月 26 日の第 4 回小委員会までの予定が組まれているところでもございます。

審議の状況によっては、5 回の小委員会の可能性があるやに聞いております。

それでも 7 月末までには、小委員会としてのものを出すというふうに聞いているところでもございます。

参考資料No. 1 としましては、最低賃金に関する調査研究というのがございました。

詳しくは、後ほど、ご覧いただいでご確認いただければと思います。

以上が諮問及び配布資料に係る説明でございます。

石岡会長 ただ今までのところで、諮問文、あるいは配付資料について質問やご意見等はいかがでしょうか。

秋田谷委員 よろしいですか。

石岡会長 どうぞ。

秋田谷委員 資料No. 5 番の今後予定、ちょっと探せなかったんですけども。

賃金室長 この綴り、この綴り、この綴りの真ん中あたり。

秋田谷委員 はい、分かりました。

石岡会長 資料、結構ありますね。当日配付でなかなか見切れないと思いますけど。何か、今の段階で質問等はございませんか。

この別冊資料の 33 ページ、都道府県別の関連指標というのがあって、本県は、一人あたり県民所得は 43 位、標準生計費が 47 位、一番低いんですけど。これって、

どういう理由なのかって分かりますか。

むしろ、一般的にいう、青森は雪の問題とかあって、暖房代とか、アパート賃料なんかもむしろ高いというふうに言われているんだけども、標準生計費が全国で一番安いって、ちょっと何か実感と合わないような気がするんだけど。

賃金室長 そのこの部分は、直ちにお答えできるものの持ち合わせがございませんので、次回までに確認させていただいて、御報告させていただければと思いますけども、いかがでしょうか。

石岡会長 はい。もし分かるようでしたら、何か教えていただければと思います。

賃金室長 分かりました。

石岡会長 他には、特にありませんか。よろしいですかね、今の。
それでは、次に議題の3「最低賃金専門部会の設置について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 事務局でございます。

「専門部会の設置について」説明させていただきます。

当局の資料の51ページになりますけれども、当局資料の最後のページになりますけれども、そこに関係法令条文を付けさせていただいておりますけれども、最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。

従いまして、今年度も専門部会を設置し、審議をしていただくこととなります。

委員の選任につきましては、本審議会委員の任命手続きに準拠して行うこととなります。

労働者代表委員及び使用者代表委員として各々3名の候補者を推薦していただくこととなりますので、労使各側におかれましては、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

専門部会委員の推薦公示期間ですが、本日、7月5日から7月18日までとしております。

本日、公示のお知らせを各関係団体に送付することにしておりますので、よろしくお願いいたします。

この期間中に推薦がありました方の中から専門部会委員を決定し、その後に第1回専門部会正式に組織として設置されることとなります。

また、専門部会の廃止につきましては、審議会令第6条第7項によりまして「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」とありますので、本日の審議会において「任務を終了したときは、廃止する」旨の議決が必要になる

ということでございます。

なお、専門部会の公益委員につきましては、石岡委員、森 宏之委員、森 理恵委員にお願いしたいと事務局では考えておりますので、どうぞ、よろしく申し上げます。

また、専門部会委員の推薦公示と併せまして、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく「調査審議」に伴う関係労使の意見聴取の公示も行うこととしております。

こちらの公示期間につきましては、本日、7月5日から7月19日までの間としております。

この公示期間内に意見書の提出があった場合には、第1回目の専門部会において、意見を聴取することを考えております。

以上が専門部会設置についてでございます。

石岡会長

ただ今の説明につきまして、何か質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それから、任務が終了ししだい、専門部会を廃止するというのもよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、設置される専門部会につきましては、任務が終了した時に廃止することといたします。

それから、専門部会の公益委員の人選ですが、今、お話があったように、私と森 宏之委員と森 理恵委員ということでよろしいでしょうか。

では、そういうことでさせていただきたいと思えます。

それでは、次、議題の4「最低賃金審議会令第6条5項の適用について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料の52ページ、一番最後のページになります。最低賃金審議会令の中にございますけれども、6条第5項の条文をご覧になっていただければと思えます。

審議会は、あらかじめ議決しておくことによって、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規定でございます。

これを適用するかどうかということ、ご審議いただきたいと思えます。

石岡会長

結局、今までは、専門部会で決議をしても、更に本審を開いて、本審議会での議決とするという形をとっていたわけですね。ただ今のお話のように、5項は、場合によっては、専門部会の決議で、この審議会の決議に替えるという、そういうこともできるということですね。

ただ、本県は、長いこと、そのようなことはしておらず、改めて本審で決議をするという形をとっておりますので、これまでどおり、本審議会での決議で行うということよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

石岡会長

はい、ありがとうございます。

それでは、これまでどおり、専門部会の決議を本審議会に報告し、そこで議決をするということにしたいと思います。

それから、次が議題の5「令和5年度の青森地方最低審議会の開催予定について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

事務局でございます。

お手元の資料のですね41ページ目になりますけれども、資料No.6ということで、「今年度の青森地方最低賃金審議会開催日程(案)」を出していただい良いですか。

これもまたコピーで見づらくなっているところではありますが、この事務局案としましては、基本的に以前、委員の皆様にお送りさせていただいたものと日程的には同様のものとなっております。

今年度の事務局案の作成に当たりましては、早期発効を念頭に置きながら、皆様から提出いただいた日程確認表を基に、最大人数の委員の出席可能な日時を優先して組んだところでございます。したがって、ご都合が悪い日に設定されている委員の方もいらっしゃるかと思いますが、何卒ご了解いただければと思います。

事務局案について、上から順に説明させていただければと思います。

本日が第1回目の本審になりますけれども、その上でもって、第1回専門部会ですけれども、7月27日、ここに専門部会の組織会と先ほどご説明いたしました意見聴取を行う日にしたところでございます。

続きまして、最低賃金の目安のものですけれども中賃の目安が先ほど申したとおり7月下旬には出る見込みでございますので、これを受けまして青森では8月2日の第2回本審、これにおいて目安の伝達をすることを予定しているところでございます。

その後、専門部会における金額審議になりますけれども、8月4日に第2回、8月8日に第3回、8月9日に第4回、予備として第5回が8月10日の午前、その日の午後に第3回本審をいただきまして、答申をいただくという日程でございます。

先ほど、最低賃金審議令第6条第5項は適用しないこととされましたので、専門部会の決議の結果を審議会に報告し、ここで議決をいただくという日程でございます。

なお、この8月10日に答申をいただいた場合は、異議の申出締切りが8月25日になりますけれども、8月29日、異議の異議審も開催する予定でございまして、この日に答申いただいて、官報公示が9月7日になりまして、それから30日を経た10月7日が最低賃金の発効になるという予定になります。

今回は、今年度はですね昨年度は日程変更があつて、十分な審議日程を取れなかったということもございましたので、第6回専門部会を設けるという予備日を設けるといふ案も右半分の方に設けたということもございました。

この矢印にある部分でございますけれども、これが8月10日の第1回でま

らなかった場合が、8月17日に専門部会を午前中に開催し、午後に第3回の本審にするというものでございます。

この日程になりますと、8月17日に答申をいただいたものについては、異議の申し出が9月1日になりますから、9月4日に異議の申立ての異議審を行いまして、当日、答申をいただくと、9月13日に官報公示を行いますので、最短の発効では、この場合は10月13日ということになるところでございます。

今後の審議日程に係る事務局案については、以上でございます。

審議会としての御審議、御決定をお願いいたします。

石岡会長 　　ただ今の説明につきまして、質問や意見はございませんか。

結局、最初から2つの案を提示というのは、かなりイレギュラーな話ではあることですが、そもそも中賃の目安が本当に予定どおり出るのかということもありません。昨年それがかなり遅れたということで審議がかなり、こちらの審議自体も、大分スケジュール的に厳しいものになってしまったということもあるものですから、場合によっては専門部会、第6回が必要になる、そういう可能性もかなりあるのかなということでもあります。

このような2パターンを作ったということですが、

何か、御意見等はございませんでしょうか。

赤間委員 　　何もなければ、基本、左側ということですよ。

会長が言ったとおり、目安がどうであるかもありますけども、1回の予備日が設けられているので、できれば左の方でいけば、本審で2回日程を取るというのは大変だと思うので。

秋田谷委員 　　ただ、これは、最終的な判断は、8月9日とかには決めないと、その以前ぐらいには決めるという考え方なんですよね。

例えば、第3回の本審が8月10日か8月17日となりますと、専門部会の委員は、日程感としては予定に入れるんですけども。本審のその他の2人の方が、両方日程を押さえるという形になりますので、その辺、できるだけ1日でも早めに連絡をしながら調整できるようにしたいと思いますので。そこのところだけちょっと、審議状況を見ながら、早めに判断をしていただくというふうに思います。

石岡会長 　　そうですね。

だから、8月9日の第4回の専門部会で、そこまで結論を出せるか、要するにあと1回で終わるか、あるいはあと2回かかるかという見極めをこの第4回でできるか。

赤間委員 　　ちょっと、どうなんだろうね。

秋田谷委員 　　難しいところではありますけども。

石岡会長 　　だから、できればやっぱり左の方で、少なくとも予備日を1回使って、第5回の専門部会では結論が出るというふうな形にはしたいところなので、そういう意味では、審議促進について、双方の審議促進のための努力を何とかお願いしたいなというふうに思うところではございますが。

　　使用者側は、御意見、いかがでしょうか。

小山田委員 　　小山田でございます。

　　昨年状況も踏まえて、状況によっては、柔軟に対応できるように日程をpushしておくべきではないかというお話でございますので、審議そのものは、円滑に早く結審されることが当然望ましいわけでございますけれども、日程的に少し状況次第で柔軟性を持たせておくということは、昨年のことを考えると大事なことだなと思っておりますので、こういう形で日程を、事務局さんも含めてですね、予定されるということは、理解はできるところでございます。

　　いずれにしても、円滑な審議で結審されるということは望んでおりますので、よろしくお願いたします。

赤間委員 　　青森県独自、単独性というのがありますけれども、他県の状況と違ってというのは、何か日程は、事務局の方ではpushしているものですか。

賃金室長 　　pushしてはありますけれども、現時点で確認は取れておりますけれども、今、ご紹介できるかということですか？

石岡会長 　　そこら辺がもしちょっと情報があれば。

秋田谷委員 　　他県といっても近県ですけどね。

賃金室長 　　北3県のことかと思っておりますけれども、この左側のルートでいっても、秋田、岩手よりは、余裕のある日程になっていると。

　　現時点での予定でございますけどね。というところは、今報告できる内容でございます。

赤間委員 　　分かりました。

秋田谷委員 　　日程については、反対ではありませんので、柔軟に我々も対応したいというふうに思います。

石岡会長 　　確かに、その本審が8月10日になるのか17日になるのかによって、事前の御連絡を変えなければいけないという問題がありますので、そこは、秋田谷委員から

御指摘があったところですが、そこについては、ちょっとやり方は事務局の方と協議したいと思いますが。

何とか、できれば左側の方で、日程でできるように御協力をお願いしたいというふうに思っております。

ただ、そうは言いながら、万が一に備えて右側の方の日程も確保しておくというところで進めるということよろしいでしょうか。

各委員 はい

石岡会長 それでは、お願いをいたします。

それでは、日程について、一応、事務局から確認していただけますか。

賃金室長 では、改めて事務局から確認させていただきます、この日程案で進めさせていただくこと、まず確認させていただきます。

次回の専門部会は27日、以降、8月2日でスムーズにいつて8月10日の第3回本審の答申で10月7日の発効を目指すという。

Bプランとしまして、右側にいきまして、8月17日の答申をした場合については、10月13日の発効になるというものになります。

これ日程案を確定させていただきます。

以上、確認させていただきました。

石岡会長 それでは、次は、議題の6「青森地方最低賃金審議会における議事公開の取扱いについて」。では、これも事務局から説明をお願いします。

賃金室長 事務局でございます。

資料2の日程のものから1ページめくっていただいた、後ろにですね、本来、4月6日の中央最低審議会で了解されました目安制度の在り方に関する全員協議会報告の概要のものを付けたものでございます。

44ページ目を見ていただければと思いますけども。

全員協議会報告の中の1の(3)にございますけれども。

議事の公開の部分でございますけれども、これは、小委員会の中での決定ございますが、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使3者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当とされたところでございます。

青森の地方最低審議会の状況はどうかといいますと、議事の公開に関しましては、お手元に賃金室の業務概況というものがあります。この中にも添付がありますけども、青森地方最低審議会運営規定及び専門部会運営規定の中には、会議は、原則として公開するものでありますけれども、但し書きに該当する場合については、会議は非公開するものとされているところでございます。

会議の公開状況につきましてですけれども、昨年度は、本審は公開、全て公開としておりますけれども、専門部会につきましては、第1回専門部会は公開しております、具体的な金額審議を行います第2回以降専門部会につきましては、率直な意見の交換、もしくは意思の決定の中立性が不当に損なうことである場合に該当するものとしまして、部会長が運営規定の但し書きにより非公開にしてきたところがございます。

本省に確認したところでございますけれども、地方最低審議会における議事公開の取扱いにつきましては、各審議会において判断されたいとのことでした。

以上のことを踏まえまして、このたびの全協議会を受けまして、当審議におきまして、公労使3者が集まって議論を行う部分については公開すること。また、公使、または公使の2者で議論を行う個別協議の部分について非公開にすることについて、まずはここを確認いただきたいと思っております。

なお、専門部会の取扱いにつきましては、部会長が決定するところでございますので、別途、専門部会において確認をお願いさせていただいております。説明は以上でございます。

石岡会長 今の件については、資料はないんですね。

賃金室長 資料といたしますと。

基準部長 取り扱いをまとめたものということです。

石岡会長 地方審議会に関する今のお話についての資料はないということ。

賃金室長 はい、そうです。

石岡会長 というのですが、ようは公労使3者が集まって議論を行う部分、これは公開とする。公労、公使の2者、個別協議と言われている部分については非公開とするということですが。

何か質問や御意見、ありませんか。

特段、ご意見はございませんかね。

そうしますと、その中賃の方のそういう方向性もありますので、公労使3者が集まる分については公開するという決めでいきたいと思っております。

また、今、お話がありましたとおり、専門部会については、また別途専門部会の方で確認するということとなりますが。

そういう取扱いでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

石岡会長 それでは、次は議題7「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 その他でございますけれども、最低賃金に関しまして、最低賃金審議会あるいは青森労働局宛てに出された要請等につきまして、3件ございますので報告させていただければと思います。

資料No.8から10でございますけれども、資料No.8、46ページ目になりますけれども、これが3月13日にごございました、日本労働組合総連合会青森県連合会からあった要請でございます、このうち47ページになりますけど、記の6でございますが、最低賃金に関する場合がございます。

続きまして、めくっていただきまして資料No.9、48ページ目以降になりますけれども、こちらが5月15日にごございました全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・青森県労働組合総連合会からの要請でございます。ご覧になっていただければと思います。

続きまして50ページ目、資料No.10になりますけども、6月27日付けに出されました青森県弁護士会長の声明になります。

最賃の大幅な引上げを求める会長声明というものでございます。

以上でございます。

資料の説明は以上でございますけれども、他に皆様のお手元に別冊として、令和5年度版最低賃金決定要覧を置かせていただきました。必要に応じてご活用いただければと思います。

なお、決定要覧でございますけれども、出版社で一部記載誤りがあったことから正誤表を挟み込んでございますので、ご承知おきをお願いします。

また、それぞれに、名前を付けておりますので、お持ち帰りにならない場合については、事務局で保管し、会議の都度、ご用意させていただき取り扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

石岡会長 ただ今の説明について、何か質問や意見等はありませんか。

よろしいでしょうかね。

それから、他に、その他のことでも結構ですが、委員の皆さんの方から何か御意見等はございませんか。

よろしいでしょうかね。

それでは、本日の審議会は、これをもって終了といたしたいと思っております。

どうもお疲れ様でした。

室長補佐 以上をもちまして、第1回青森地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

引き続き、賃金室長から事務連絡をお願いいたします。

賃金室長

お手元に9月、10月の日程確認票、これ特定最低賃金の審議会に係る日程確認をしていただくものをお渡ししておりますけれども、別途、メールでもって各委員の方に通知させていただきますので、何卒、期限内までに御回答いただければと思います。皆様の日程を把握した上で適切な日程を組みたいと思います。

よろしく申し上げます。

以上でございます。